

秦野市

市民活動補償制度の手引き



秦野市 暮らし安心部 市民活動支援課

目次

1	はじめに	1
2	対象となる活動	1
3	補償内容	
(1)	傷害事故及び特定疾病事故	2
(2)	賠償責任事故	4
(3)	対象とならない事故	5
4	手続きの流れ（もしも事故が発生したら）	6
5	よくある質問（Q&A）	7

【その他（各様式）】

- ・ 事故報告書
- ・ 事故通知遅延理由書

1 はじめに

「市民活動補償」は、市内に活動拠点を置く団体や市民活動を行う市民の皆様が、公益性のあるボランティア活動やコミュニティ活動をしている際に起きた事故に対して、その救済を図るための補償（保険）制度です。

本制度は、市が保険会社と契約しているため、保険料負担が不要なことに加え、事前の届出等の手続きが不要です。

2 対象となる活動

市内に活動拠点を置く団体又は市内に住所を有する個人が行う市民活動で、次の全てに該当する活動が対象

- (1) 公益性のある活動
- (2) 自発的かつ継続的・計画的に行われる活動
- (3) 無報酬の活動（交通費等の実費弁償は無報酬とみなします。）
- (4) 国内における活動

【主な活動例】

地域社会活動	自治会活動、河川・公園等の清掃・草刈り等、防犯・防災活動、防災訓練、防犯対策啓発活動、災害復旧活動、防火・防災に関する啓発活動、スポーツ・レクリエーション活動（危険度の低いスポーツ）等
青少年育成活動	子ども会の指導、育成活動、非行防止活動等
社会福祉・社会奉仕活動	資源回収、自然保護、緑化活動、害虫駆除、社会福祉施設への支援活動、高齢者・障がい者への支援及び援護活動、交通安全の啓発、地域パトロール・見守り活動、交通安全キャンペーン等
社会教育活動	文化活動（講習会・研修会）等

※ スポーツを主目的として活動する団体管理下（スポーツ少年団等）のスポーツ活動及び青少年育成活動や文化活動を行う団体管理下の活動の場合、運営・指導活動をする者（指導者等）のみ対象となります。

ただし、公益性があり、市民活動と認められる活動（清掃活動等）の場合は、参加者も対象となる可能性があります。

【対象とならない活動】

- ・ スポーツ活動を主目的とした団体管理下（スポーツ少年団等）のスポーツ活動中（練習、試合、合宿、遠征中等）における指導者等以外の団体構成員の活動
- ・ 主催者の管理下にない活動
- ・ 学校管理下の活動
- ・ 政治、宗教、営利等を目的とする活動又は職業としての活動
- ・ 事業計画にない（計画性のない）活動
- ・ 委託業務として行う活動（ただし、市民活動と認められる場合は、対象となる可能性があります。）

3 補償内容

(1) 傷害事故及び特定疾病事故

ア 傷害事故

市民団体の指導者等又は参加者が市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により負傷、死亡又は熱中症並びに細菌性食中毒及びウイルス性食中毒を発生した事故

【備考】

- ・ 自宅（自宅敷地内は含まない）と活動場所との間における合理的な経路往復中に発生した事故も対象となる場合があります。（寄り道等は除く）
- ・ 対象となるためには、急激性、偶然性、外来性をそれぞれ満たすことが必要です。

急激性 … 事故が突発的に発生すること

偶然性 … 事故者が事故の発生を予知できない状態

外来性 … 原因が事故者の身体の外からの作用によるもの

イ 特定疾病事故

次のいずれかに該当する事故

- (ア) 指導者等又は参加者が急性心疾患(心筋梗塞、急性心不全等)又は急性脳疾患(くも膜下出血、脳内出血等)を原因として、死亡し、又は病院に搬送され、退院することなく30日以内に死亡した場合
- (イ) 指導者等又は参加者が(ア)に記載の疾患及び熱中症等以外の疾患(急性アルコール中毒、麻薬中毒等は除く)を発症し、24時間以内に死亡した場合急性心疾患(心筋梗塞、急性心不全等)又は急性脳疾患(くも膜下出血、脳内出血等)を原因として、死亡し、又は病院に搬送され、退院することなく30日以内に死亡した場合

ウ 対象となる方

- (ア) 市民団体の指導者(運営責任者)又は運営スタッフ
- (イ) 市民団体が主催する事業の参加者
- (ウ) 市又は市が設立する法人が主催する事業の参加者

※ 市外居住者も対象となります。

※ 参加者とは、市民活動を実際に行う者のことで、サービスの受益者は対象となりません。(例：子育てサロン等の利用者、チャリティーコンサートの観客、講座の聴講者等の単なる来場者・見物人・受講者等)

エ 補償の種類等

補償の種類	補償金額
通院補償	1日2,000円(90日を限度)
入院補償	1日3,000円(180日を限度) ※ 別途手術補償もあり
後遺障害補償	20～500万円(熱中症、細菌性中毒、ウイルス性食中毒は12～300万円)
死亡補償	500万円(熱中症、細菌性中毒、ウイルス性食中毒は300万円。特定疾病事故は50万円)

※ 事故発生日から180日以内の通院・入院・後遺症発症・死亡が対象となります。

(2) 賠償責任事故

指導者等の過失によって、市民活動中に参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故

※ 偶然な事故によって他人の身体、財物に損害を与え、法律上の賠償責任が発生することが要件となります。法律上の賠償責任とは、民法第709条に規定された「不法行為の要件」に該当するもので、道義上の賠償責任は対象となりません。

ア 対象となる方

(ア) 市民団体

(イ) 市民団体の指導者（運営責任者）又は運営スタッフ

(ウ) 市又は市が設立した法人

イ 補償の種類等

1事故につき5,000円（免責金額）を超える部分のうち、次の金額が補償限度額となります。

補償の種類	補償限度額
身体賠償	1名につき1億円、1事故につき5億円
財物賠償	1事故につき500万円
保管物賠償	1事故につき1,000万円

【補償例】

① 賠償金100,000円の場合

$$100,000円 - 5,000円 = \underline{95,000円} \text{ (補償金額)}$$

② 賠償金5,000円以下の場合

補償金は支払われません。

(3) 対象とならない事故

- ア 故意による事故
- イ 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうによる事故
- ウ 地震、噴火、洪水、津波又は高潮による事故
- エ 脳疾患、疾病(熱中症等並びに特定疾病は除く。)又は心神喪失による事故
- オ 自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- カ 無資格運転又は酒酔い運転による事故
- キ 医学的他覚所見のない傷害事故(おち打ち症及び腰痛)
- ク 学校管理下における児童・生徒の事故
- ケ 海外において活動中の事故
- コ 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険なスポーツに参加している最中の事故
- サ 指導者等が同居の親族に対して負担する賠償責任事故
- シ 指導者等が占有し、使用し、若しくは管理する車両又は施設外における動物に起因して負担する賠償責任事故
- ス 施設の建設、建築、改造、修理等の工事に起因する賠償責任事故
- セ 狩猟に起因する賠償責任事故
- ソ その他保険約款で免責とされる事故

4 手続きの流れ（もしも事故が発生したら・・・）

(1) 市へ関係書類の提出（事故発生後 14 日以内）

次の書類を市民活動支援課に提出してください。（別途、保険会社が必要な書類の提出を求める場合があります。）

- ア 事故報告書
- イ 当日の参加者名簿
- ウ 団体の会則、規約
- エ 団体の年間活動計画表
- オ 当日の活動チラシ
- カ 現場写真【賠償責任事故の場合】
- キ 見積書【賠償責任事故の場合】

事故報告書等の様式は
市ホームページから
ダウンロード



※ 事故発生日から 14 日を過ぎて関係書類を提出する場合は、「事故通知遅延理由書」の提出が必要です。

(2) 市から保険会社に事故報告

提出書類を確認し、市から保険会社に書類を提出します。

(3) 補償金請求書等の送付

保険会社において受付された場合、次のとおり補償金請求書等の必要書類を郵送します。

- ア 傷害事故・特定疾病事故 市⇒負傷者
- イ 賠償責任事故 保険会社⇒加害者

(4) 市へ補償金請求書等の提出【傷害事故・特定疾病事故の場合】

届いた書類を記入・押印のうえ、市民活動支援課に提出してください。

- ア 補償金請求書
- イ ギプスなどの固定具使用に関する申告書【該当の場合】
- ウ 通院・入院時等の領収書の写し
- ※ 補償金額が 10 万円を超える場合や保険会社が必要と判断した場合には、診断書の提出が必要となります。

(5) 保険会社から指定口座へ補償金の振込

保険会社に補償金請求書等を提出したのち、指定口座へ補償金が振り込まれます。

5 よくある質問 (Q&A)

Q 対象要件に「無報酬の活動」とありますが、非営利の有償ボランティアは対象になりますか。

A 交通費や昼食代等の実費相当分を支払う程度であれば、補償の対象になります。

Q 市外で行った市民活動は、対象になりますか。

A 市内に活動の拠点を置く団体で、公益性や計画性がある活動などの要件を満たす事故であれば、補償の対象となります。ただし、海外で発生した事故は対象外です。

Q 市外に住んでいる方が怪我をした場合は、対象になりますか。

A 活動内容や被補償者が要件を満たせば、補償の対象となります。

Q 秦野市民が、市外に活動拠点がある団体に所属して活動する場合は、対象になりますか。

A 補償の対象外です。活動拠点のある自治体に同様の制度があるか、御確認ください。

Q 自治会で行う地域の草刈りで、刈払機から小石を飛ばしてしまい、近所の車を傷つけてしまいました。修理費用は補償されますか。

A 刈払機、草刈機、チェーンソー等は、適切な方法で使用している際に発生した事故であれば、補償の対象となります。

Q 自治会の夏祭りの来場者が転んで怪我をした場合、対象になりますか。

A 単なる来場者は、市民活動に直接参加する者ではありませんので、補償の対象外です。ただし、主催者の過失により怪我をさせた場合には、賠償責任事故の対象となる可能性があります。

Q 神社が主催するお祭りの手伝いをしたボランティアが怪我をした場合は、対象になりますか。

A 宗教性のあるお祭りは、補償の対象外です。

Q 営利企業が主催するイベントのボランティア活動は、対象になりますか。

A 補償の対象外です。主催した企業が別の保険に加入していないか、ご確認ください。

Q この制度があれば、今まで加入していた他の保険に加入する必要はなくなりますか。

A この制度の対象活動や補償内容は、独自で加入されている保険と全く同じものではありません。そのため、内容を比較していただき、検討してください。

Q 他に加入している保険から保険金が支払われる場合でも、この制度から補償金は支払われますか。

A 傷害事故及び特定疾病事故については、他の保険に関係なく、補償金の支払いは可能となります。ただし、この制度以外の保険において、重複しての給付が可能かどうか御確認ください。

賠償責任事故については、この制度の他に同一事故で適用になる保険がある場合、この制度以外の保険を優先することとなります。

別記様式（第8条関係）

事故報告書

令和 年 月 日

（あて先）

秦野市長

団体名
指導者等又
は代表者名
住所
電話

活動中に、下記の事故が発生しましたので、市民活動補償の適用を受けたく報告します。

事故の種別	1 傷害事故	2 賠償責任事故
事故発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
事故発生場所	住所 施設名	
当日の指導者等	住所 電話	
	氏名 年齢（ 歳）	
住所氏名	住所 電話	
	氏名 年齢（ 歳）	
当日の活動名		

本件については、市民活動補償を適用することが適正であることを認めます。

令和 年 月 日 所管課等の名称
所管課長名

印

負傷者 （死亡者） 又は被害者	（郵便番号 - ）	
	住所	電話
	ふりがな 氏名	生年月日
	保護者氏名（未成年者のみ）	指導者等・参加者 （○を付けてください）
傷害 の状況	傷病名	
	入院期間	年 月 日～ 年 月 日(延 日)予定
	通院期間	年 月 日～ 年 月 日(延 日)予定
	病院名	住所
		名称
電話		
財物損害 の状況	財物名	
	所在地	
	損害額	円（見込・確定）
事故発生の状況		事故発生現場の見取図

- 1 団体の概要が把握できる資料（注）太枠のみ記入してください
- 2 事故発生状況等が説明できる資料
- 3 当日の指導者、責任者及び参加者の名簿

別記様式（第8条関係）

事故報告書

令和2年10月5日

(あて先)

秦野市長

団体名 **△△幼稚園PTA連絡協議会**
指導者等又は代表者名 **丹沢 花子**
住所 **秦野市桜町1-3-2**
電話 **82-5111**

活動中に、下記の事故が発生しましたので、市民活動補償の適用を受けたく報告します。

事故の種別	1 傷害事故 2 賠償責任事故
事故発生日時	令和2年10月 3 日 午前・午後 10時 30分頃
事故発生場所	住所 秦野市〇〇××-× 施設名 △△幼稚園集会室
当日の指導者等 住所氏名	住所 秦野市〇〇×××-× 電話 81-△△△△
	氏名 秦野 なでしこ 年齢 (51 歳) 男 (女)
	住所 電話
氏名	年齢 (歳) 男・女
当日の活動名	PTA役員会

本件については、市民活動補償を適用することが適正であることを認めます。

令和 年 月 日 所管課等の名称
所管課長名

印

負傷者 (死亡者) 又は被害者	(郵便番号 257-00△△)	
	住所 秦野市〇〇××-× 電話 84-△△△△	
	ふりがな ずっこう さくら 氏名 頭高 桜 生年月日 昭和44年4月3日 男・女	
又は被害者	保護者氏名 (未成年者のみ)	指導者等・参加者 (○を付けてください)
傷害 の状況	傷病名 右足首捻挫	
	入院期間	年 月 日～ 年 月 日(延 日)予定
	通院期間	2年10月3日～ 2年10月17日 (延14日)予定
	病院名	住所 秦野市立野台一丁目1番地
名称 秦野赤十字病院		
電話 81-3721		
財物損害 の状況	財物名	
	所在地	
	損害額	円 (見込・確定)
事故発生の状況		事故発生現場の見取図
PTA 役員で運動会父兄参加種目の打合せ中、競技を試行している時に右足首を捻り負傷した。 (事故に至る経緯をできるだけ詳細に書いてください)		

- 1 団体の概要が把握できる資料 (注)太枠のみ記入してください
- 2 事故発生状況等が説明できる資料
- 3 当日の指導者、責任者及び参加者の名簿

事故通知遅延理由書

令和 年 月 日

住 所

保険金請求者 氏 名 ⑩
(被保険者)

T E L

住 所

保険契約者 氏 名 ⑩

T E L

下記の理由にて事故通知が遅延いたしましたので報告いたします。

証券番号		登録番号	
事故発生日時	令和 年 月 日	午前・午後	時頃
事故発生場所			

〔理 由〕

事故通知遅延理由書

※赤字の部分のみご記入ください

令和2年8月30日

住所 秦野市桜町1-3-2

保険金請求者 氏名 秦野 花子 (被保険者) (印)

TEL 0463-82-5118

住所

保険契約者 氏名 (印)

TEL

下記の理由にて事故通知が遅延いたしましたので報告いたします。

証券番号		登録番号	
事故発生日時	令和2年8月1日	午前・午後	9時頃
事故発生場所	〇〇自治会館		

〔理由〕

ケガのため、書類の記入及び提出が遅れました。

秦野市市民活動補償制度の手引き

令和6年3月作成

令和8年3月改訂

【編集・発行】

秦野市役所 暮らし安心部 市民活動支援課

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

電話：0463-82-5118

FAX：0463-82-6793

E-mail：siminkatudou@city.hadano.kanagawa.jp